

平成 29 年度第 7 回選挙管理委員会会議録

日 時 平成 29 年 12 月 1 日(金)午前 9 時から  
 場 所 日進市役所 4 階第 1 会議室  
 出 席 者 星野委員長、浅井委員、三浦委員  
 事 務 局 須崎書記長、石川書記、伊藤書記  
 傍聴の可否 可  
 傍聴の有無 無  
 議 題 1 選挙人名簿定時登録者数（案）及び各種直接請求署名者数（案）の決定  
 について  
 2 在外選挙人名簿登録者数（案）について  
 3 日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの  
 作成の公営に関する条例の一部改正（案）について  
 4 日進市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正  
 （案）について  
 5 その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から平成29年度第7回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	あいさつ
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	議題1 選挙人名簿定時登録者数（案）及び各種直接請求署名者数（案）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、資料1により説明いたします。</p> <p>本日の選挙人名簿定時登録における登録要件は、登録基準日及び登録日共に平成29年12月1日であります。</p> <p>住所要件は、平成29年9月1日以前に日進市へ転入の届出がなされ、引き続き3か月以上日進市に住所を有する方です。</p> <p>年齢要件については、平成11年12月2日以前に出生した方が今回の定時登録の対象者です。また、平成29年7月31日以前の転出者については、登録日現在で抹消されることとなっております。</p> <p>ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性35,090人、女性35,710人、合計70,800人となりました。前回9月の定時登録より合計で228人の増加です。（衆議院議員総選挙の選挙時登録からは合計で172人増加しました。）これにより投票に必要な署名数が算定されることとなります。</p> <p>日進市条例の制定改廃等に必要な署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,416人、議会の解散、市長のリコール等に必要な署名数は、登録</p>

者数の3分の1にあたる23,600人となります。また、市町村の合併関連の請求は選挙人名簿登録者総数の6分の1にあたる11,800人となります。資料2に投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、ただいまの70,800人について、投票区別の登録状況が示してあります。それでは、選挙人名簿を確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

各委員

名簿確認

委員長

議題1の選挙人名簿定時登録者数等について、決定してよろしいか。

各委員

異議なし。

委員長

それでは、議題1 選挙人名簿定時登録者数及び各種直接請求署名者数の決定について、事務局案のとおり決定します。

続きますして、議題2 在外選挙人名簿登録者数（案）について説明をお願いします。

事務局

それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）について説明します。

資料1をご覧ください。在外選挙人名簿の登録資格は、満年齢18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方であります。委員長の専決処分で10月の衆議院議員総選挙の選挙時登録以後、資料3のとおり1人登録しました。これにより、12月1日現在の登録者総数は、男性44人、女性29人の合計73人となり、10月の衆議院議員総選挙の選挙時登録より合計で1人の増加です。また、資料4に地域別在外選挙人名簿登録者一覧表としまして、ただいまの73人について、地域別の登録状況が示してあります。なお、登録者数の基準日が選挙人名簿と1日ずれているのは、日進市公職選挙管理規程上、在外選挙人名簿の抄本の作成日が、選挙人名簿の登録日の翌日となっているためです。それでは、在外選挙人名簿について各委員に確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますしたいと思います。

各委員

名簿確認

委員長

議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）について、事務局からの報告のとおり、確定してよろしいか。

各委員

異議なし。

委員長

それでは、承認されましたので、議題2 在外選挙人名簿登録者数について、案のとおり決定します。

委員長 続きます、議題3 日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（案）について、説明をお願いします。

事務局 日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（案）について説明します。資料5をご覧ください。本案は、平成28年4月8日に公職選挙法施行令の改正により、国政選挙における、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げがされたことに伴う市条例の改正ですが、過去の経緯から、市議会に意見を伺う旨、昨年度の第8回選挙管理委員会においてご説明いたしました。議会に事務局案を提示したところ、概ね異論なしとのことですが、一部の議員から、選挙運動用自動車の燃料費について、元々の上限額も高く、さらに利用者も少ないことから、引き上げは不要ではないかとの意見も出されました。事務局としては、今回の改正は、平成26年4月施行の消費税増税を踏まえた引き上げであり、他のものは国の基準に合わせた引き上げを行うにも関わらず、選挙運動用自動車の燃料費のみ据え置きとする理由はないと考えることから、他の引き上げと同様、国の基準どおりの引き上げることが望ましいと考えております。なお、施行日は公布の日となり、施行日以降に告示される選挙から対象となります。委員の皆様にご意見をお伺いし、ご異議がなければ資料5のとおり来年3月の市議会定例会に条例改正案を提出します。

委員長 ただいまの事務局の説明について、質問及び意見はありますか。

委員 説明ができるのであれば問題ないと思います。

委員長 それでは、議題3の日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（案）については、事務局案のとおり承認します。

続きます、議題4 日進市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正（案）について、説明をお願いします。

事務局 日進市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正（案）について資料6により説明します。資料6をご覧ください。先ほどの自動車の使用及びポスターの作成の公営に要する経費の引き上げ同様、ビラの作成についても引き上げとなります。また、9月に開催しました第2回選挙管理委員会において報告いたしましたとおり、平成31年3月1日施行の公職選挙法の改正により、市議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用するビラを頒布することができるようになり、このビラの作成に

要する経費を公費負担とすることが可能となります。頒布できる枚数は、候補者1人につき2種類以内のビラ4,000枚まで、公営の限度額は、市長選挙におけるビラの作成の公営と同額です。これらの改正点を踏まえ、資料6のとおり、条例改正案を作成しました。なお、施行日は、市長選挙におけるビラ作成の公営の限度額の引き上げは公布の日とし、市議会議員選挙におけるビラ作成の公営を行うこととする改正は、公職選挙法の施行日にあわせて平成31年3月1日といたします。なお、適用は、それぞれ、施行日以降に告示される選挙から対象となります。なお、ビラの作成の公営について市議会議員から異論は出ておりません。委員の皆様にご意見をお伺いし、ご異議がなければ、資料6のとおり、先ほどの日進市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例改正案とともに、来年3月の市議会定例会に条例改正案を提出します。

委員長 ただいまの事務局の説明について、質問及び意見はありますか。

委員 なし。

委員長 それでは、議題4 日進市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正（案）については、事務局案のとおり承認します。  
続きまして議題5 その他について、何か議題はありますか。

事務局 2点あります。まず1点目ですが、来年度の選挙管理委員会の予定について、現時点での案を作成しました。資料7により説明いたします。（資料7に沿って説明）

委員長 ただいまの説明について、質問、意見等ありますか。

委員 特になし。

委員長 それでは、事務局は次の説明をお願いします。

事務局 2点目についてですが、来年の1月に選挙出前トークを香久山小学校及び南小学校で開催する予定です。日時については、香久山小学校が1月24日（水）の午後で南小学校が1月30日（火）の午後を予定しています。委員の皆様にもご都合がよろしければご参加いただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

委員 （委員長と浅井委員が出席することとなった）

委員長 他に議題はありますか。

事務局

ありません。

委員長

それでは、第7回選挙管理委員会を終了します。

午前9時30分閉会